

「低未利用土地等の100万円特別控除の特例」の 交付実績と適用事例

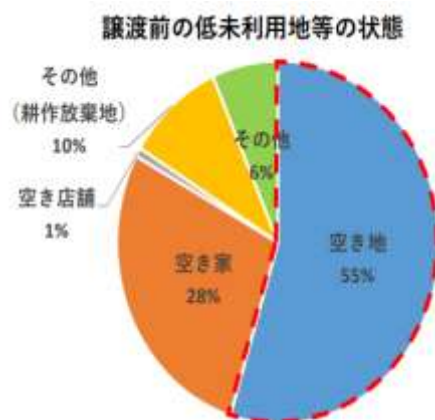
No11号で取り上げた「低未利用土地等の100万円特別控除の特例」の令和4年1月～12月の**低未利用土地等の譲渡に対する確認書**の交付実績と適用事例について国土交通省から発表がありました。

特例措置の概要

「低未利用土地等の100万円特別控除の特例」は、都市計画区域内の特定の未利用地等を500万円以下（一部土地は800万円以下）で売却した場合、**譲渡所得の金額から最大100万円を控除できる特例制度**です。

特例措置の交付実績

- 令和4年1月～令和4年12月の低未利用土地等の譲渡に対する確認書の交付実績は**4,842件**
- 譲渡前の状態は、空き地が**55%**・空き家が**28%**（合計**83%**）
- 譲渡後は住宅としての利用が**62%**
- 所有期間については**30年以上**保有している土地等が半数
- 交付実績の都道府県の平均は約**103件**、大阪府は**96件**、実績TOPは北海道**331件**



適用事例（空き家の適用事例）

空き家となっていた土地を隣の美容室が取得、美容室の駐車場として活用されるとともに、空き家が除却され交差点の見通しも改善（千葉市の事例）

譲渡前



譲渡後



空き家もこの特例制度が利用可能です。最大**20万円節税**となりますので、空き家の売却時には利用を検討されてはいかがでしょうか？